

第39回練馬まつり

出展団体募集要項

「第39回練馬まつり」に出展を希望される団体の皆さまは、この「出展団体募集要項」をよくお読みいただき、内容をご確認の上ご応募ください。

◎練馬まつりの概要

1 開催日時

平成28年10月16日（日） 午前10時～午後4時

2 会場

としまえん（練馬区向山3-25-1）

3 主催

練馬まつり推進協議会

4 練馬まつりのホームページ

<http://nerima-matsuri.com/>

本要項をご確認の上、お申し込みください。

目 次

I.	会場について	P. 3
II.	出展申込みについて	P. 4
III.	出展料金・区画等	P. 6
IV.	搬入・搬出について	P. 8
V.	全体の注意事項	P. 9
VI.	電源・電気器具を使用する団体への注意事項	P. 11
VII.	熱源（火力・電熱・その他）を使用する団体への注意事項	P. 11
VIII.	飲食を提供する団体への注意事項	P. 12

◎ 募集開始から本番までの主なスケジュール

6月11日（土）～	募集・応募申込受付開始
7月15日（金）	応募締切
8月上旬	出展承認証発送
8月31日（水）	参加料金振込期限
9月2日（金）午後7時～	出展参加団体説明会 (於：練馬区役所本庁舎アトリウム地下多目的会議室)
10月16日（日）	練馬まつり当日

I. 会場について

1 会場図（としまえん）



2 開催時間について

午前 10 時～午後 4 時

3 当日のとしまえんの運営について（予定）

- ・入場料は無料です。（乗り物は有料です）
- ・としまえんの営業時間は、午前 10 時から午後 5 時までです。
- ・としまえん内の飲食店は、通常通り営業しています。

4 同時開催のイベント（予定）

- (1) としまえん開催（16 日（日）開催）
 - ・健康フェスティバル
 - ・ねりま・エコスタイルフェア
 - ・練馬産業見本市
- (2) 練馬駅周辺開催（15 日（土）、16 日（日）開催）
 - ・練馬アニメカーニバル（練馬文化センター、区民・産業プラザ）
 - ・文化イベント（練馬文化センター）
 - ・近隣商店会による出展等

II. 出展申し込みについて

1 申し込み先（郵送でお申し込みください。）

(1) 出展申込書送付先

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1
練馬区商工観光課まつり係内 練馬まつり事務局

(2) 申し込み受付期間

平成 28 年 6 月 11 日（土）～7 月 15 日（金）（必着）

2 お問合せ先

練馬まつり事務局 TEL 03-6721-0061 FAX 03-3423-3601
mail furusatonerima@nkdinc.co.jp
受付時間 午前 10 時～午後 6 時

3 応募できる団体（参加資格）

練馬まつりの出展参加に応募できるのは、次の条件を満たす団体となります。
応募前にご確認をお願いします。

- (1) 参加資格の①～⑧（6 ページの参加区分・資格等の表）のいずれかに該当する団体
- (2) その他、本要項に定める内容に同意し、出展申込書のほか指定の必要書類を提出できる団体
- (3) 東京都暴力団排除条例および練馬区暴力団排除条例（以下「暴力団排除条例」という。）の趣旨に賛同し、取り組みに協力できる団体
- (4) 前年度出展取消しになっていない団体

4 申し込み方法および必要書類

この募集要項の内容にご同意の上で、下記の必要書類を受付期間に申し込み先へ郵送してください。（FAXでのお申し込みは受け付けません）

(1) 出展申込書

(2) 団体の紹介文（200 文字程度）またはリーフレットやチラシ等の団体の活動がわかるもの

※提出いただいた資料で団体の活動状況や所在を確認することが難しい場合には、団体代表者の身分を証明する書類などの追加資料の提出をお願いすることがあります。

(3) 従事するスタッフ全員の名簿（氏名・性別・生年月日）

※名簿は保険加入の目的以外には使用しません。

(4) 暴力団排除条例の趣旨に基づく誓約書

※団体代表者の方が記名、押印し、提出してください。

(5) 行事における臨時出展届

※食品を取り扱う団体は提出してください。

5 出展の正式承認

出展申込書および必要書類を審査の上、出展を承認した団体には「出展承認証」

を送付します。

出展承認後は、出展内容を変更することはできません。

(1) 出展承認の時期

出展申込書および必要書類を審査の上、資格を満たす団体について出展を承認します。承認は、「出展承認証」の発送をもって通知します。通知は8月上旬発送予定です。

(2) 資格要件を満たした団体が、予定区画数を上回るときは、申込区分などのバランスや出展エリアを考慮し、また申込み区分①、②、⑥、⑦、⑧を優遇、自治体等の出展を優先した上で、公開抽選により出展団体を決定します。

(3) 出展位置は内容等のバランスを考慮の上、主催者が決定します。

6 参加承認の取り消し

(1) この要項に定める事項に違反した団体の出展承認は、取り消されます。

(2) 出展承認を取り消された団体は、会場から撤収、退場してください。

(3) 出展承認を取り消された団体、および構成員は、次回以降の練馬まつりへの参加を認めません。違反が後日発覚した場合も同様とします。

(4) 出展承認を取り消された団体の出展料、保険料などは返還しません。また、いかなる補償も行いません。

7 出展団体説明会

出展を承認された団体の代表者または担当者は、出展団体説明会に出席してください。

出展に必要な関係資料その他資料の配布と、当日の注意事項の説明を行ないます。詳しいご案内は承認通知に同封いたします。

【開催予定日時・会場（変更になる場合があります）】

日時

平成28年9月2日（金曜日）午後7時

会場

練馬区役所 本庁舎アトリウム地下多目的会議室

III. 出展料金、区画等

1 出展料金

下表の1～3の合計額です。

番号	項目	説明
1	基本料金	下表「2 参加区分・資格等」に記載されている基本料金を参照してください。
2	追加料金	次頁「3 基本料金に追加費用が発生する項目」を参照してください。
3	保険料	まつり参加者（当日参加者）に加入していただく保険です。 @100×従事者数で計算される額となります。 保険の内容は、後日案内します。

2 参加区分・資格等

練馬まつりで募集する出展区分や内容資格は下表①～⑧のとおりです。

区外団体については、④、⑤区分に該当する団体のみ参加できます。

	区分	内 容	資 格	小テント 2,700×3,600mm 机2台、椅子4脚 駐車許可証(1台)	大テント 3,600×5,400mm 机4卓、椅子8脚 駐車許可証(2台)
①	飲食	飲食物の販売(調理含む)	区内に拠点を置いて活動する、公共的団体、福祉団体、教育関係団体、区民団体等	25,000 円	—
②	物販・展示	飲食物以外の販売、日々の活動内容の展示		20,000 円	—
③	区内営業	区内で営業する会社、店舗	区内に営業の拠点がある会社、店舗	30,000 円	—
④	地方物産	地方自治体等の観光PR、物販の販売	観光・物産のPR、販売を目的とする行政関係団体(自治体、商工会等)、または行政関係団体から推薦のある団体(別紙、推薦状の提出が必要)	25,000 円	50,000 円
⑤	広告付 一般企業	PR、販売促進活動等 ※パンフレットのフリー広告(40ミリ×92ミリ(5万円相当))付。	練馬まつり開催に協力・協賛する企業等	75,000 円	100,000 円
⑥	福祉展示 PR	障害者福祉団体による日々の活動内容の展示・PR(販売活動不可)	区内に拠点を置いて活動する心身障害者福祉団体	6,000 円	—
⑦	福祉体験 教室	障害者福祉団体によるハンディキャップ体験、学習プログラム(販売活動不可)		0 円	0 円
⑧	子供向け 体験教室	子ども(小学生年代)向け参加・体験型事業の実施(販売活動不可)	区内に拠点を置いて、活動する区民団体、サークルなど	0 円	0 円

3 出展料金に追加で費用が発生する項目(角地指定は、小テントのみ)

	内容	金額	備考
①	角地指定(飲食出展、区内営業、地方物産、企業特別協賛)	3,000 円	希望多数の場合は抽選
②	角地指定(物販)	2,000 円	
③	角地指定(障害者福祉団体展示PR)	1,000 円	
④	机追加	1,000 円	1台あたり
⑤	椅子追加	500 円	1脚あたり
⑥	電源設置(100V、15A、差込口2つ)	3,000 円	1回線(15A)あたり
⑦	ゴミ処理手数料シール(450)	1,000 円	各区分1枚あたり

4 主催者に届け出が必要な持込品目（持込料はかかりません）

	内容
①	L P ガスボンベ（コンロ付）
②	カセットガス（コンロ付）
③	炭火
④	電熱器具（ホットプレート等）
⑤	酒類提供 A ビールサーバー使用
⑥	酒類提供 B ビールサーバー以外

5 出展料金のお支払い

- (1) 出展を承認した団体には「出展承認証」とあわせて「出展料金請求書」をお送りします。
- (2) 「出展料金請求書」の金額を 8 月 31 日（水）までにお振込みください。（振込手数料はご負担願います。）

6 出展キャンセルの取扱

参加承認後に、出展団体の都合でキャンセルする場合には、下表のとおり申し出日に応じた所定のキャンセル料をお支払いいただきます。すでに振込済みの場合、所定のキャンセル料および振込手数料を差し引いた後の残額を、指定口座に振込で返還します。

キャンセルの申出日	キャンセル料
平成 28 年 8 月 31 日まで	なし
平成 28 年 9 月 1 日から平成 28 年 9 月 16 日まで	出展料の 85%
平成 28 年 9 月 17 日以降	出展料の 100%

7 開催中止の場合の取り扱い

- (1) 主催者が、天候・天災・その他不測の事態の発生等の事由により、まつり開催前に中止した場合、出展料は準備期間に発生する一部経費を除き返還します。
開催途中で中止した場合は、出展料の返還はいたしません。
中止に伴う出展団体の仕入れ等の損失については、主催者では一切補償いたしません。

IV. 搬入・搬出について

搬入・搬出については、以下のとおりです。なお、搬入時間は 7 時から 9 時まで、搬出時間は 17 時以降を予定しております。

※詳細は出展説明会にてご案内します。

- (1) 車両の使用は、出展申込書に記載してください。「搬入出証」を発行します。
- (2) 当日搬入出証のない車両は会場に入れません。
- (3) 主催者が用意する駐車場に留置きする車両も申請してください。「駐車許可証」を発行します。
- (4) 出展団体説明会でお渡しする資料にて、搬入・搬出経路や荷捌き場所などを説明いたします。
- (5) 搬入・搬出に関する規定を守ってください。

V. 全体の注意事項

1 ごみ処理

- (1) まつり終了後は、使用区画内の清掃を行ない、各団体のごみは責任をもって持ち帰ってください。使い終わり又は余った燃料、食材、調味料、氷等を会場内に投棄しないでください。
- (2) 予めゴミ処理シールを申し込んだ団体については、「可燃ごみ」「段ボール」「ビン・缶・ペットボトル」については主催者で処分しますので、3つの区分に仕分けた上で、45ℓのゴミ袋1枚につき、シール1枚を貼ってください。
※45ℓのゴミ袋は各自ご用意ください。
※ゴミ袋1枚の中に複数区分のごみは入れられません。

2 宣伝・PR活動

区画（テント）内での宣伝・PR活動は、参加団体の責任で行うことができます。チラシを配布する場合は、としまえん内であれば可能です。ただし、以下の項目を守ってください。

1	事前にチラシの見本を主催者に提出してください。
2	配布枚数、配布方法等を書面に記載して、申請してください。
3	他の参加団体や演技団体の迷惑にならないように配布してください。
4	宗教（布教）活動、政治的活動、特定の思想に基づく活動、公序良俗に反する活動およびそれらの活動に付随する組織への勧誘活動、入会促進活動、その他主催者が好ましくないと判断する行為は禁止します。

3 募金活動

- (1) 募金活動は原則禁止です。
- (2) 事前に募金の目的等を申し出て、主催者が許可した場合に限り、割り当て区画内で募金を行うことができます。
- (3) 許可を受けた場合であっても、以下の行為は禁止です。
- ・大声での勧誘行為。
 - ・商品、サービスの対価として募金を求めるこ。

4 その他の注意事項

(1) 出展申込時

- ①出展申込書に虚偽記載等を行なわないでください。
- ②暴力団排除条例の趣旨に基づく、誓約書記載事項に違反しないでください。
- ③出展申込書の写し、暴力団排除条例の趣旨に基づく誓約書の写しについては、暴力団並びに関係者が関与する団体を排除する目的で、主催者から練馬警察署に提供することができます。
- ④出展団体の参加者は、主催者が一括で契約する保険に加入していただきます。

- ⑤出展承認証の譲渡、貸借はできません。また、当日の運営を認められた出展団体以外の者が行う「名義貸し」等の行為は行わないでください。
- ⑥偶発性に頼る遊戯（くじ引き、的あて、輪投げ等）の結果により、異なるサービス提供・品物が発生する営業形態はできません。
- ⑦金魚、ひよこ、昆虫等生き物を取り扱う販売、遊戯、サービスはできません。

(2)まつり当日

- ①出展場所については、会場の都合上、傾斜や水たまりがあることも考えられるため、各出展団体で対応してください。
- ②出展団体が会場で販売・提供したサービスや商品等に関する苦情・トラブル等は、参加団体の責任で誠実に対応してください。また、食中毒や、調理過程・サービス提供中に来場者に対しケガを負わせる等の事故が発生した場合、主催者では一切責任を負いかねます。
- ③参加内容、活動について主催者、保健所、消防署から指示があった場合、これに従ってください。
- ④主催者への申し込みと異なる品物・サービスを扱わないでください。
- ⑤刺青・タトゥー（シール類を含む）をしている方は、としまえんに入園できません。該当する方を従事させないようにしてください。
- ⑥団体構成員として登録していない者を従事させないでください。また、代表者が当日従事できない場合は、必ず当日常駐する当該団体の構成員から当日責任者を指定してください。
- ⑦販売品には税込み価格を表示し、適正な価格で販売してください。
- ⑧指定された出展区画外での販売、呼び込み、チラシ等の配布、展示、商品陳列は行わないでください。また、営業中に行列が出来た場合は、各出展者にて他の出展者へ迷惑がかからぬ様、列整理を実施してください。
- ⑨まつり開始後すぐに取扱品目が品切れになることがないよう、仕入数等に留意してください。
- ⑩犬、猫等の動物を持ち込むことはできません。
- ⑪会場内、まつり開催期間中（搬入・搬出時を含む）は指定場所以外では禁煙です。
- ⑫台風等の強風・強雨による場合以外の雨天時は、決行を原則とします。各出展団体は雨天時でも対応できるよう準備をしてください。

(3)まつり開催後

- ①主催者が、まつり開催中または終了後、出展団体が販売・提供したサービス・商品等に関する苦情等の連絡を受けた場合は、出展申込書に記載の代表者または当日責任者の連絡先を、商品・サービス等に関する責任者として相手方に提供することができます。予めご了承ください。
- ②主催者、関係機関が、記録・広報用に撮影した画像や映像を、練馬まつりのPRのため、出演者に改めて許可を取らずに使用することがあります。

VI. 電源・電気器具を使用する団体への注意事項

電源および電気器具の不適切な利用、接続方法、容量のオーバー等が原因となる電気系のトラブル事例が報告されています。

電源コンセントの設置を希望する団体には、お申し込み時に別途、使用予定の器具の形状、数量、消費電力量の概算値等を確認させていただく場合があります。1器具に付き1回路のお申し込みをお願いします。

たこ足配線等の電気容量を超えた使用は、他の出展団体に迷惑がかかりますので、ご注意ください。

VII. 热源（火力・電熱・その他）を使用する団体への注意事項

1 安全対策の徹底のお願い

例年、器具の設置接続方法等に誤りがある事例や、安全対策を講じていない事例が散見されます。細心の安全対策をお願いします。

2 热源使用時の遵守事項

热器具の使用、熱量については消防署の安全指導基づき、参加団体は次の事項を確認・遵守してください。

主催者は、練馬消防署の協力のもと当日査察を実施します。

- (1) 防災・防火についての意識を高く保ち、自己責任で必要な安全対策を講じてください。
- (2) 热源（火力・電熱・他）使用する団体は、団体の責任においてテント内に消火器（10型以上の容量）を設置してください。※スプレー式は不可
- (3) 热器具（コンロ・炭火等）を机上で使用する場合は、出展団体の責任で耐火ボード、防風囲い等の安全対策用品を用意してください。
- (4) 電気器具は消費力量等を確認し、必要な容量の電源の回路数を申し込んで下さい。
- (5) ガスホースは新品を使用し、安全バンドで締め、取り付けてください。ガスボンベは転倒しないよう設置場所に固定してください。
- (6) 热器具（コンロ・炭火等）の三辺には不燃性の囲いを設置し、風対策を講じてください。

3 热器具等の使用について

電源コンセントの設置、ガスボンベ及びカセットボンベ持込、炭火使用、热器具（コンロ・その他）の使用については、事前に申請をしてください。

炭火使用時は、使用団体の責任で対策を講じ、煙等で隣接区画に迷惑をかけないよう心掛けてください。

VIII. 飲食を提供する団体への注意事項

1 食品を取り扱う場合

「行事における臨時出店届」の提出を義務とします。

*書類の提出は、出店決定後となります。

2 会場で調理する場合

取り扱える調理販売食品は、1団体に付き1品目です。

3 試食

- (1)生鮮食料品類の試食は禁止です。
- (2)食品取り扱いを申請した調理販売食品1品目は、使い捨て小皿等で試食に提供することができます。
- (3)食品取り扱いを申請していない食品を加熱・調理し試食に提供することは禁止です。
- (4)包装された食品の販売で、包装を解き試食に提供することは禁止です。
- (5)上記にあてはまらない試食、食品提供については主催者にご相談ください。

4 衛生面の注意

- (1)食品を取り扱うすべての店については、スタッフ全員エプロンとキャップを着用してください。
- (2)エプロンとキャップは参加団体の責任でご用意ください。
- (3)衛生対策として、出展テントベース内にエタノール消毒液を常備してください。

5 酒類の取り扱い

下記のどちらかの取り扱いのみ可能です。

(未開栓での酒類販売は原則認められません)。

(1)サーバーを利用したビール提供（酒類取扱A）

調理販売食品の1品目として数えます。したがって、他の調理販売食品を同時に取り扱うことはできません。

(2)ビン・カンを開栓する酒類提供（酒類取扱B）

1団体に缶ビールまたは缶チューハイ1銘柄に限り（他の酒類は禁止）、開栓して提供できます。この提供方法は、食品には数えません。したがって、同時に他の調理販売食品を1品目取り扱うことができます。

資料：取扱いのできる調理品目リスト

- ・取り扱いのできる調理品目を、練馬区保健所長が定める『練馬区行事における臨時営業等の取扱要綱』に基づいて設定しています。
- ・この表に記されていない調理品目は取り扱いが認められません。
- ・調理品目として扱える食品は、1団体につき、1品目です。
- ・その場で調理をしない食品(加工・包装され、食品シールが貼られた商品)は該当しません。
- ・例外的にソフトドリンク 10-1、コーヒー・紅茶 10-2、瓶・缶のビール 11-2、缶チューハイ 11-3 は、他の調理品目と合わせて提供することができます。

分類	記号	品名	備考
1類	1-1	焼そば	鉄板で焼く麺類 ※要審査
	1-2	焼うどん	
	1-3	その他の焼き麺※	
2類	2-1	お好み焼き類	鉄板で焼く、粉物系、お好み焼き類 ※要審査
	2-2	チヂミ	
	2-3	その他の粉物※	
3類	3-1	たこ焼き	粉物系ネタを型の鉄板で焼く
	3-2	今川焼	
	3-3	タイ焼き	
4類	4-1	焼き鳥	串刺して、炭火焼、網焼き等 ※要審査
	4-2	焼き魚	
	4-3	その他の串焼き※	
5類	5-1	おでん・煮込み	煮物・汁物系
	5-2	豚汁・けんちん汁	
	5-3	玉こんにゃく	
6類	6-1	イカ焼き・ホタテ焼き	その他の鉄板焼き系 ※要審査
	6-2	ソーセージ焼き	
	6-3	その他の鉄板焼き※	
7類	7-1	唐揚げ	揚げ物系
	7-2	さつま揚げ	
	7-3	ポテトフライ	
8類	8-1	焼き芋	焼きもの・蒸しもの系
	8-2	じゃがバター	
	8-3	焼きトウモロコシ	
9類	9-1	団子・饅頭(焼き・蒸し)	焼き・蒸し スナック類 ※調理方法、取扱いに注意
	9-2	綿菓子※	
	9-3	ポップコーン※	
10類	10-1	ソフトドリンク	喫茶・飲料／ソフトドリンクは、ペットボトル、缶等に入ったもの。コーヒー・紅茶は、事前に作ったものをポットで提供。
	10-2	コーヒー・紅茶	
	10-3	かき氷	
11類	11-1	サーバー・ビール	アルコール類 ※開栓して提供。
	11-2	瓶・缶ビール※	
	11-3	缶チューハイ※	

※<取り扱いが認められない品目の例>

- ・米を使って調理するもの
ご飯類、おにぎり、チャーハン、リゾット類も不可。
- ・カレー料理の類
カレーライス、ナン、カレースープも不可。
- ・パン類を使ったもの
サンドウィッチ類、ホットドッグ類、クレープ類等は不可。
- ・ケバブは不可。エスニックの料理は原則不可です。詳しくはご相談ください。
- ・汁そば等の麺類、スペゲッティ、パスタ類不可。
- ・生野菜、生の果物の取り扱いは禁止。果物を切って試食に出すことも禁止。
- ・包装された食品の包装を解いて試食としての提供は禁止。
- ・その他、主催者が好ましくないと判断した品目は不可とします。

資料：食品表示について

食品を販売する団体は、必ず取り扱い品目の全種を所定の書式で申請してください。
また、販売する食品には、法令で定められた食品表示を必ず行ってください。

↓ 食品販売表示例

名 称 原材料名	調味梅干 梅、しそ、漬け原材料(食塩、蜂蜜、糖類(砂糖、果糖ブドウ糖液糖、還元水飴)、調味料(アミノ酸等、小麦由来)、甘味料(ステビア)、酸味料、野菜色素、酒精、ビタミンB1)
消費期限	28. 5. 25 15時
保存方法	直射日光、高温多湿を避け、開封後は冷蔵庫にて保存してください。
製造者	○○株式会社 東京都練馬区○○町 000